

国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度について

国民年金には保険料を納めることが困難な方に対して、申請し承認されれば保険料の免除・猶予を受けられる制度があります。

【法定免除】

障害基礎年金を受けていたり、生活保護を受けている場合、届出により保険料が免除されます。

【申請免除】

申請免除の承認・却下は、被保険者本人・配偶者・世帯主の前年度所得や、生活状況（失業・事業の廃止・震災など）により判断されます。

※平成18年7月以降の申請免除について、新たに4分の1免除・4分の3免除が創設されました。保険料額、年金額は次の表のとおりです。

平成18年 6月まで	平成18年 7月から	保険料額 (平成18年度)	将来の年金額 (国庫負担1/3の場合)
免除なし	免除なし	13,860円	満額
半額免除	4分の1免除 (4分の3納付)	10,400円	5/6
	半額免除 (2分の1納付)	6,930円	2/3
	4分の3免除 (4分の1納付)	3,470円	1/2
全額免除	全額免除	0円	1/3



【若年者納付猶予制度】

就職が困難あるいは失業などにより収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方に限り、申請者本人と配偶者の前年度所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。（これまでは世帯主の所得も審査対象でした。）猶予された保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます。また、未納とは違い、障害（遺族）基礎年金の保険料の納付要件に備えることができます。



申請をされる前に以下のことをご確認ください。

- ① 所得申告が済んでいない場合、受付・審査ができませんので至急申告してください。
- ② 平成18年1月2日以降に転入された方は、当町において所得状況が確認できませんので、所得額と各種控除額が記載されている書類（所得証明書など）を添付してください。
- ③ 失業などにより免除申請をする場合は、その事実を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者離職票など）を添付してください。

※免除申請・若年者納付猶予の承認・却下は社会保険事務所の審査により決定され、その結果が通知されます。

※承認期間は、7月から翌年6月までとなっております。平成17年度申請の際に継続申請を希望されている方以外は、毎年申請書の提出が必要ですが。

【問合せ先】

■愛媛社会保険事務局宇和島事務所
☎ 22-5440

■役場町民課保険年金係
☎ 45-11111（内線216）